

議案第 80 号

芽室町企業版ふるさと納税基金条例制定の件

芽室町企業版ふるさと納税基金条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 4 日

芽室町長 手 島 旭

芽室町企業版ふるさと納税基金条例

(目的)

第 1 条 地域再生法（平成17年法律第24号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てるため、芽室町企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する

(積立)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条の費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

芽室町企業版ふるさと納税基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。